

農産品の輸出促進策

取りまとめ

「食品産業の輸出向け HACCP 等の対応施設の整備
(食料産業・6次産業化交付金で実施)」
「輸出環境整備推進事業」
「地理的表示保護制度活用総合推進事業」
「食によるインバウンド対応推進事業」
「植物品種等海外流出防止総合対策事業」
「海外需要創出等支援事業」
「グローバル産地づくり推進事業」
「海外農業・貿易投資環境調査分析事業」
「農業知的財産保護・活用支援事業」

※全て農林水産省所管事業

・世界市場の拡大を背景に、農林水産業のみならず、我が国の地域経済及び日本経済全体の活性化とともに、我が国農業者の所得の向上や雇用の拡大を図るため、2030年の5兆円目標の実現に向けて歩を進めることは重要である。

・この点、これまで、我が国の農林水産物・食品の輸出は、過去数年にわたり右肩上がりの実績を誇ってきたところ、これまでの施策及びその効果の分析を通じて、今後の戦略を策定し、同戦略に基づく定量的なエビデンスを示すとともに、農産品の輸出促進に関わる複数の事業のアウトカムの関係を図式化したモデルから事業体系を再検討すべきである。

・また、今後の戦略に当たっては、国内の供給体制と海外需要に関する調査・分析を通じて、農業者の所得の向上に結びつくような高付加価値品を創出することも必

要である。

・なお、輸出に必要な証明書の申請・交付のワンストップ化や相談窓口の一元化について、受益者の利便性の向上は道半ばであるところ、その在り方について改善すべきである。

・各個別事業については、施策全体としての効果を最大化すべく、今後の戦略に沿った事業毎の適切なアウトカムを設定を行うとともに、効率的かつ効果的な事業運営のあり方を検討し続けていくことが重要である。